

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 4 年 5 月 3 1 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和4年4月6日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和3年11月30日午前9時54分頃、日立市□□□町□番地常磐自動車道上り□□第1トンネル内路上において、市有車が福島県いわき市□□□字□□□□番地の□□□□□□□氏所有の自動車と接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金885,796円